

農地を見てまわりました 遊休農地調査!

農業公害遊休農地対策委員会
委員長 加藤 健一

日頃より、農家の皆様には、農業公害遊休農地対策にご理解とご協力を頂きまして感謝申し上げます。

農地法改正により、毎年、全ての農地を対象に農地の利用状況調査及び農地転用履行調査を行うこととなっており、本年度は3ヶ月間に渡る日程で実施致しました。

昨年までは、農業委員29名と事務局職員及び農林課、関係農業団体（JA、共済、土改）の皆様のご協力を頂きましたが、本年度は4月より新制度へ移行し、農地利用最適化推進委員（29名）が選出されましたので、農業委員と推進委員及び事務局の15班体制の延べ57名で行いました。6月は新関、橋田、五泉、菅名地区の5班体制。7月は巢本、川東地区の5班体制。8月は大蒲原、村松旧町部、川内、十全の5班体制で実施しました。

実施前には、事務局より調査方法や判断基準の確認を行い、統一意識で現場を巡回してきました。今年度の留意点としたのは

一、昨年度の調査対象農地は平場の農

地としていたが、今年度は山間地域の遊休農地についてもあるのか確認する。

二、基本的に周辺農地へ悪影響（迷惑）をかけていると思われる農地を全て記録する。

三、昨年度の調査状況確認と新たな遊休農地を把握する。

説明後、地図とカメラを持ち、各担当地区へ調査に出ました。



調査結果を申し上げますと、昨年度調査箇所135箇所は41箇所解消、94箇所継続でありました。また、新たに9箇所が見受けられ、本年度の遊休農地は合計で103箇所が確認されました。

解消としては、適正な管理及び作付の再開がされていたようです。今年は一斉草刈り日のすぐ後での調査となったところもあり、判断がしやすく皆様のご協力を感じた次第です。

今後も農地パトロール月間だけでなく、新設された推進委員と農業委員で連携をとり、パトロールを実施していきますので、遊休農地の解消、発生防止にご協力をお願いします。

農業委員会では、遊休農地の解消策として、内容を精査し対応すると共に、昨年度創設された「農地中間管理機構」及び新規参入の促進に向けた「人・農地プラン」の作成など検討してまいりたいと思います。

今後とも周囲に迷惑や影響の無いよう農地の適正管理にご理解とご協力を重ねてお願い致します。

《遊休農地減少へ 農家の協力と 農業委員会》

農業公害遊休農地対策委員会

副委員長 榎井 清之

農業委員会では、毎月、農地の権利移動、転用、用途変更などの申請に基づき、定例総会前に現地調査を行い、議案の審議をしております。

さて、今年度は6月29日、7月21日、8月3日に、農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局職員で、地区ごとに5班体制に分かれて、遊休農地と遊休化のおそれがある農地を調査、確認をいたしました。

今後とも、優良農地の保全、遊休農地、荒廃農地の防止に委員会活動を通して努めていきたいと思っております。